兵庫県のこども医療費助成と福祉医療+補聴器助成2026

10年でこんなにかわったよ！

2016年

通院・入院とも無料
所得制限なし

入院のみ無料
所得制限あり
〈2016年7月1日～〉

高校3年生まで
通院・入院とも
無料
1市町

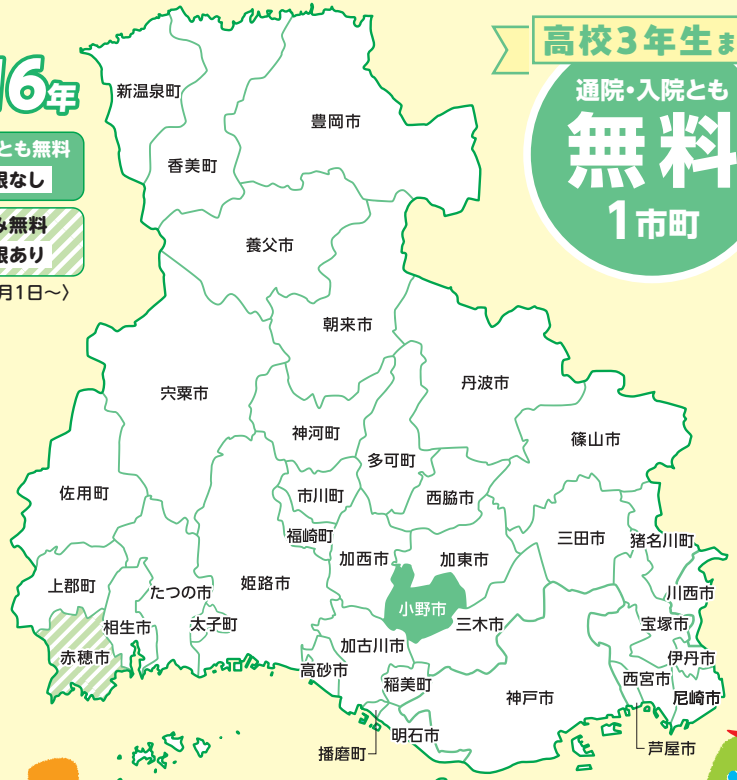

補聴器購入費助成を実施する自治体
0市町

高校3年生まで
通院・入院とも
無料
33市町
入院無料
すべての市町

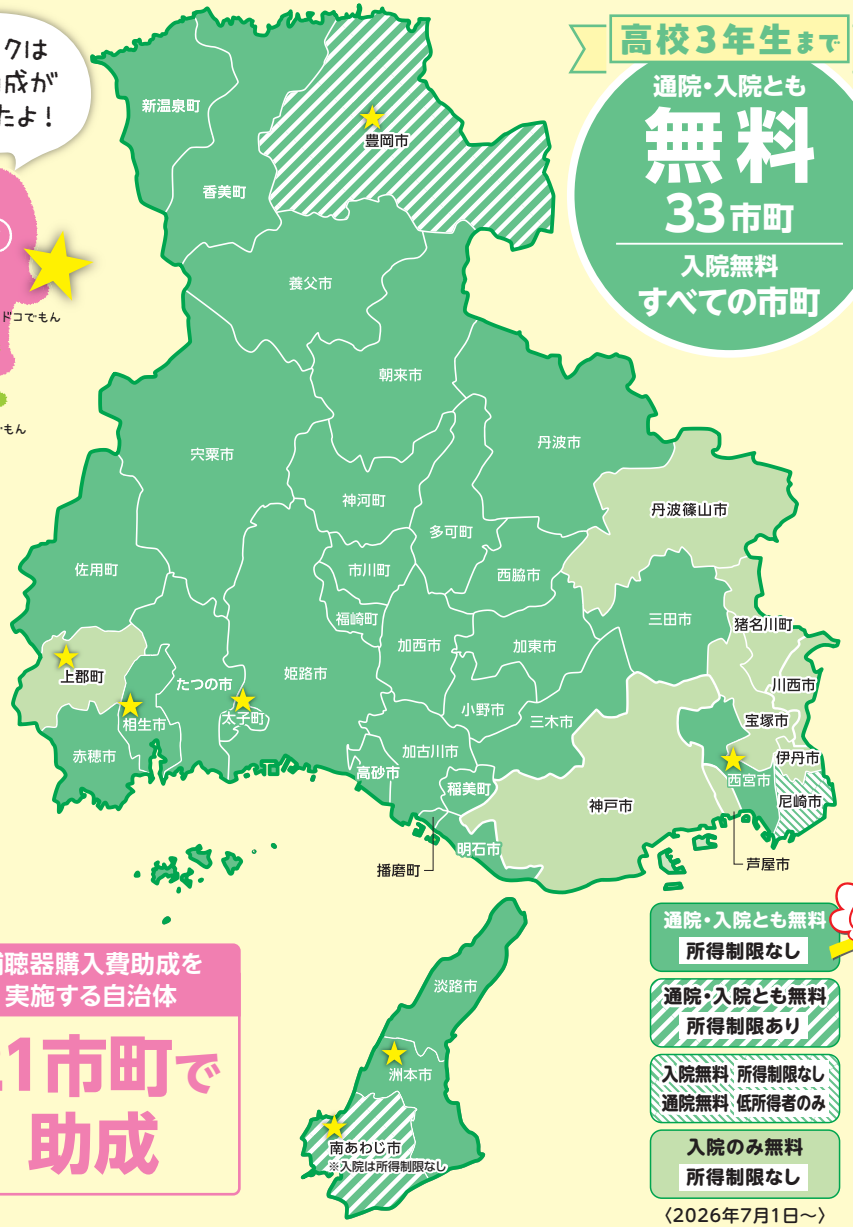

補聴器購入費助成を実施する自治体
21市町で助成

通院・入院とも無料
所得制限なし

通院・入院とも無料
所得制限あり

入院無料、所得制限なし
通院無料、低所得者のみ

入院のみ無料
所得制限なし
〈2026年7月1日～〉

発行：兵庫県保険医協会
〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-31　神戸フコク生命海岸通ビル5階
TEL:078-393-1807　FAX:078-393-1820
発行日：2026年9月
非売品

発行：兵庫県保険医協会

もくじ

兵庫県民すべてが、お金の心配なしに
安心して医療を受けられる社会へ …… 1
解説・福祉医療制度をご利用いただくために …… 2
2026年度の特徴 …… 3
表の見方 …… 5

補聴器購入費助成 …… 7

乳幼児と、こどもの医療費助成
- 阪神 …… 8
- 東播 …… 10
- 北播 …… 11
- 西播 …… 12
- 但馬 …… 14
- 北摂・丹波 …… 15
- 淡路 …… 15

母子家庭等・１人親世帯医療費助成
- 阪神 …… 16
- 東播 …… 17
- 北播 …… 18
- 西播 …… 19
- 但馬 …… 20
- 北摂・丹波 …… 20
- 淡路 …… 21

重度障害者医療費助成
- 阪神 …… 22
- 東播 …… 24
- 北播 …… 25
- 西播 …… 26
- 但馬 …… 27
- 北摂・丹波 …… 27
- 淡路 …… 27

高齢期移行者医療費助成
- 阪神 …… 28
- 東播 …… 28
- 北播 …… 28
- 西播 …… 28
- 但馬 …… 28
- 北摂・丹波 …… 28
- 淡路 …… 28

制度ごとに地域別で表示しています

阪 神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
東 播	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北 播	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
西 播	姫路市、たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
但 馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
北摂・丹波	三田市、丹波篠山市、丹波市
淡 路	淡路市、洲本市、南あわじ市

兵庫県民すべてが、お金の心配なしに安心して医療を受けられる社会へ

高校生世代の無料化が拡大

兵庫県保険医協会理事長　西山 裕康

本書は、兵庫県内の市町が実施している福祉医療制度の現状をまとめたものです。

【患者さんの窓口負担軽減をめざして】

福祉医療制度とは、こども、ひとり親家庭、重度障害者、高齢者など、社会的・経済的に弱い立場にある患者さんの「医療費窓口負担」を軽減するため、地方自治体が独自に行う助成制度です。これらの助成制度により、対象となる患者さんは、無料もしくは少ない負担で医療機関を受診し、治療を受けることができます。

【こども医療費無料の広がり】

近年、こども医療費を無料とする自治体が増えています。「中学３年まで通院・入院とも無料」とする市町は、県内41市町のうち40市町に達し、残るは神戸市のみとなりました。うち36市町では「所得制限」がありません。

さらに、すべての市町で「高校生世代までの入院助成」が実施されています。「入院・通院とも無料」の市町は33市町（尼崎の通院は低所得のみ対象）と８割を超え、そのうち30市町には所得制限がありません。このように、すべてのこどもがお金の心配なしに医療を受けられるよう、自治体の努力によって制度が着実に広がっています。

【福祉医療制度の拡充は国の責任で】

一方でこうした自治体の努力により拡充してきた福祉医療制度（窓口負担の軽減）に対し、国は「ムダな受診が増えて医療費が多くなる」として、福祉医療を実施する自治体に対し、「国民健康保険への補助金を削減する」という「ペナルティ」を課しています。

現在、18歳までの助成はペナルティの対象外ですが、本来、医療制度は国が責任を持つべきものです。また、一度は無償化したものの窓口負担を復活する自治体も出てきており、住む自治体によって窓口負担に差があってはなりません。こどもに限らず、すべての住民の命と健康を守る福祉医療制度の充実には、地域の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。

【認知症進行を防ぐ補聴器購入費助成の拡充を】

補聴器購入費助成制度については現在では21市町が独自に助成を行っていることが明らかになりました。兵庫県が１年限りで実施した購入費助成を伴う「補聴器活用調査」では、「社会参加活動に参加しやすくなった」といった声が寄せられています。聴力低下への早期対応は、認知症の進行を緩やかにする可能性があり、助成制度の創設・拡充は極めて重要です。

私たち保険医協会は、署名活動やパンフレットなどを通じて、患者負担の軽減を訴え続けています。最終的には患者間の分断を生まない「窓口負担ゼロ」の実現を理想とし、皆様とともに一歩ずつ前進してまいります。

解説

福祉医療制度をご利用いただくために

本書は、兵庫県内の自治体が行っているこどもや一人親世帯、障害者などの医療費を助成する福祉医療制度について、兵庫県保険医協会が調査した結果をまとめたものです。

福祉医療制度には、兵庫県が実施するものと、市町が実施するものとがあり、兵庫県の制度は、県共通ですが、市町が単独実施する制度は、市町により異なります。

例えば、中学３年生までのお子さんの医療費に対する助成は、国の制度では医療費の３割分が患者さんの負担ですが、兵庫県のこども医療費制度では１割分が助成され、２割分は患者さんが負担しなければなりません（小４～中３・外来の場合）。しかし、その２割分を市町がさらに助成すれば、患者さんの負担はなくなります。

このように、福祉医療制度は、国の公的医療保険制度を土台に、県の制度があり、さらに市町が上乗せするという３層構造になっています。国、県、市町の組み合わせがどのようになっているか、所得制限や、障害の程度などによっても受けられる制度が異なりますので、お住まいの自治体の制度を良く知ることが必要です。

本書では、その大まかな内容をご案内しておりますので、条件に合うと思われたら、市町の窓口に申請を相談しましょう。条件に合うと判断されれば、受給者証が発行されます。医療機関の窓口に、公的医療保険の保険証とともに、受給者証を提示すれば、福祉医療が受けられます。

お住まいの自治体以外の取り扱い

福祉医療の受給者証は、県内であれば、お住まいの自治体だけでなく他の自治体の医療機関でも有効です。県外の医療機関を受診された場合は、窓口では一旦、通常の３割負担分を医療機関にお支払いいただきますが、あとで払い戻しをうけることができます。領収書をもとにお住まいの自治体に還付請求を行ってください。

2026年度の特徴

今年７月から、自立支援医療や指定難病、小児慢性特定疾病などの公費負担医療制度が適用される場合で、自己負担額がある場合には福祉医療制度を併せて利用できるようになりました。

これにより、これまで受診後に市役所等の窓口で福祉医療分の償還払いを受けていた方でも、医療機関の窓口で公費の受給者証と福祉医療の受給者証を提示することで、福祉医療制度併用後の一部負担金が適用されます。

県内41市町のうち、８市町で福祉医療制度が改定されています。「こども医療費」の改定７市町、母子１市町、重度障害者１市町でした。

補聴器購入費助成制度については新たに助成を開始した市町はありませんでしたが、現在21市町で実施をしています。

乳幼児・こども医療費助成制度

神戸市以外すべての市町で「中３まで通院・入院とも無料」の制度があります。なお、尼崎市、豊岡市では所得制限が設けられています。

中３を超えて無料とする助成制度はすべての市町で実施されています。33市町では通院・入院とも高校３年生世代まで無料で、うち30市町は所得制限がありません。

なお、宝塚市は2027年７月から、高校生世代の通院への助成を開始する一方、１歳から小３までは１回200円（月２回まで）、小４～高校生世代までは１回400円（月２回まで）の一部負担金を導入する予定です（低所得者は引き続き無料）。

新たに高校生世代の無料化を拡充した市町

所得制限なしで入院通院とも無料：西宮市、相生市、太子町、洲本市
所得制限なしで入院のみ無料：上郡町
所得制限なしで入院のみ無料、所得制限ありで通院無料：南あわじ市

〈改定した制度の概要〉

①西宮市
所得制限が撤廃され、通院・入院とも高３世代まで所得制限なしで無料となりました。

②相生市
所得制限が撤廃され、通院・入院とも高３世代まで所得制限なしで無料となりました。

③太子町
高校生世代の通院も助成の対象となり、通院・入院とも高３世代まで所得制限なしで無料となりました。

④上郡町
１歳～高３世代までの所得制限が撤廃されました。

⑤豊岡市
所得制限以内の高校生世代の外来も助成の対象となりました。

⑥洲本市
所得制限が撤廃され、通院・入院とも高３世代まで所得制限なしで無料となりました。

⑦南あわじ市
入院助成に関する所得制限が撤廃され、高３世代まで所得制限なしで入院が無料となりました。通院については所得制限があります。

母子家庭等・１人親世帯医療費助成

①西宮市　所得制限が見直され、対象外となる方もいます。

重度障害者医療費助成

①宝塚市　身体障害者手帳４級が助成の対象外となりました。

★表の見方

制度ごと、地域ごとに、見開き２ページ単位で掲載しています。各見開きページの最初に、国と県の制度を掲載しています。各市町の制度欄は、県制度に対して上乗せ制度がある場合のみ、表に掲載しています。上乗せ制度がない場合は、欄外に該当する自治体名を掲載しています。

メモ

国民医療費と患者さんの窓口負担のお話

国民医療費は三つの財源からなっています。「公費（国と地方）」「保険料」「患者さんの窓口負担」です。医療費が増加すれば、これらの財源を通して負担しなくてはなりません。

税金の主なものは法人税、所得税、消費税です。前２者は不十分ながら「能力に応じた負担」ですが、消費税は低所得者に負担の重い、逆進性の高い税です。保険料には被保険者負担と事業主負担がありますが、先進国の中では、日本の事業主負担割合は低い方です。患者さんの窓口負担は「受益者負担」と言われ、患者さんの負担をさらに増やそうという話が政府ではされていますが弱者である患者さんの窓口負担を増加するのは、「受難者負担」となり、国民皆保険の原則に反しているのではないでしょうか。

中３までの医療費助成制度

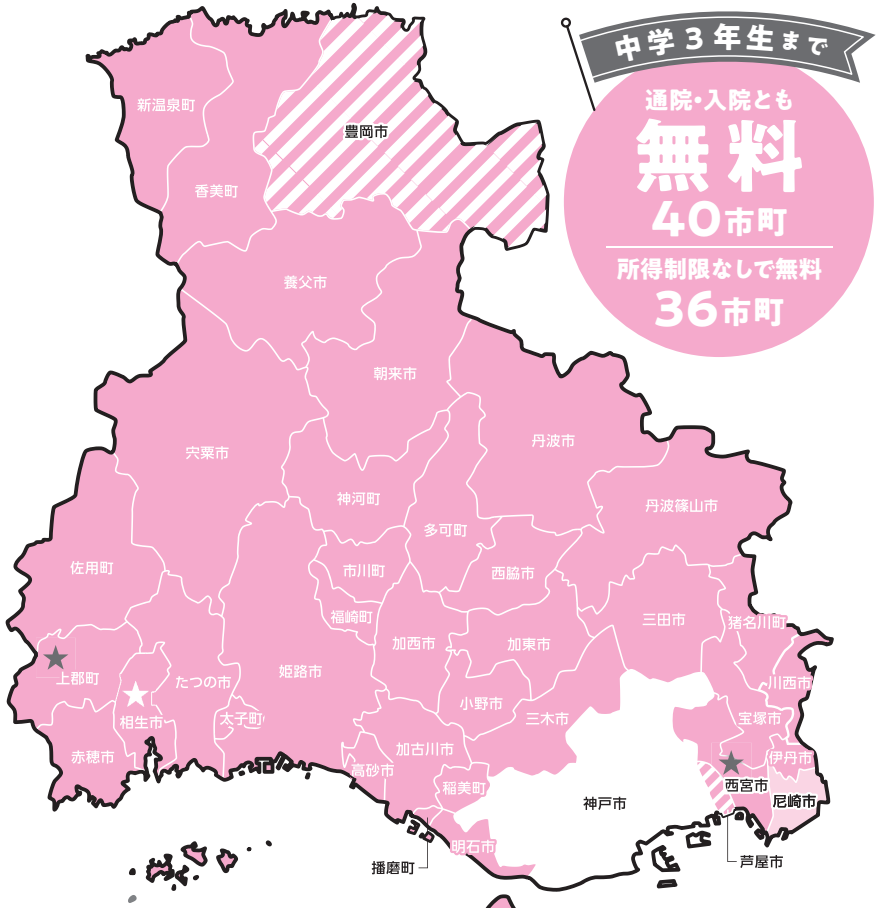

通院・入院とも無料
所得制限なし

通院・入院とも無料
所得制限あり

通院・入院とも無料
低所得世帯のみ

未実施

〈2026年7月1日～〉

所得制限をなくす
市町も増えているぞ！

ホショーサン

補聴器購入費助成

対　象　者　①満65歳以上の方、②耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方（聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方）

	助　成　額
猪名川町	２万円を上限（１人１回限り）
明石市	２万円を上限（１人１回限り）
稲美町	３万円を上限（１人１回限り）
播磨町	３万円を上限（１人１回限り）
西脇市	35,000円を上限（１人１回限り）
加西市	３万円を上限（１人１回限り）
多可町	35,000円を上限（１人１回限り）
たつの市	２万円を上限（１人１回限り）
相生市	２万円を上限（１人１回限り）
市川町	３万円を上限（１人１回限り）
福崎町	３万円を上限（１人１回限り）
太子町	２万円を上限（１人１回限り）
豊岡市	３万円を上限（１人１回限り）
養父市	３万円を上限（１人１回限り）

	助　成　額
朝来市	３万円を上限（１人１回限り）
香美町	３万円を上限（１人１回限り）
新温泉町	３万円を上限（１人１回限り）
丹波市	補助対象経費の１／２（1,000円未満切捨て）と３万円を比較していずれか少ない額 （※2025年度から実施）
淡路市	補助対象経費の１／２（100円未満切り捨て）と４万円と比較していずれか少ない額
洲本市	補助対象経費の１／２（１円未満切り捨て）と４万円と比較していずれか少ない額
南あわじ市	補助対象経費の１／２（100円未満切り捨て）と４万円と比較していずれか少ない額

※申請の前に購入したものは対象外
※聴力の程度など詳細な要件は各自治体の窓口にお問い合わせください
※身体障害者手帳交付の対象とならない18歳までの方を対象とした「軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」もあります
※聴覚障害者の方には補装具としての支給があります

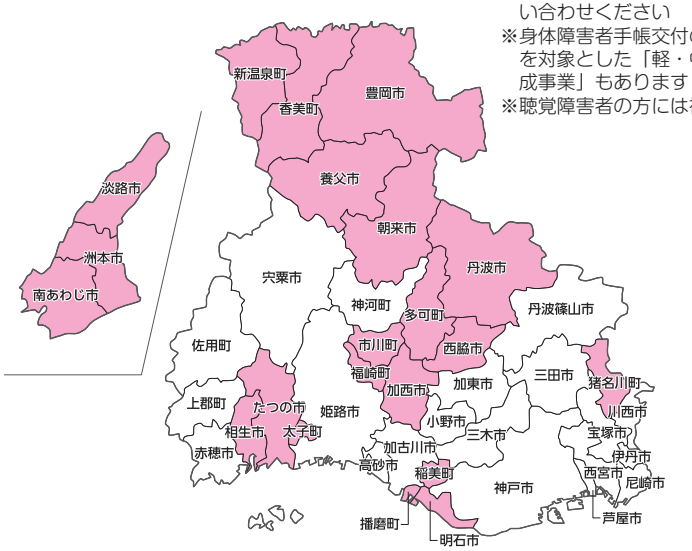

21市町で助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで （低所得世帯は1日600円、月2回まで）	1割負担、 上限月3,200円 （低所得世帯は、月2,400円まで） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算する）		
	小4～中3まで		医療保険における自己負担額の2／3	医療保険における自己負担額の2／3 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

阪　神

神戸市	0歳～2歳児まで	なし	なし	なし
	3歳～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）		1日400円（2割負担）、月2回まで	
尼崎市	0歳～就学前	なし	なし	なし
	小1～中3	低所得世帯	なし	
		低所得世帯以外	1日400円、月2回まで	
	高1～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）	低所得世帯	なし	
		低所得世帯以外	1日800円、月2回まで	

※尼崎市の所得制限
保護者及び扶養義務者いずれもが、市民税非課税で、年金収入＋その他の所得の金額が80万9千円以下

西宮市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
芦屋市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者及び扶養義務者いずれもが市民税所得割額23.5万円未満（世帯合算はしない）		
		保護者及び扶養義務者いずれかが市民税所得割額23.5万円以上	1日800円限度・月2回まで	
	高1～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで。学校に通っていなくても対象）	なし		
伊丹市	0歳～中3まで	なし	なし　＊食事代は申請により助成（0歳～6歳児）	
	高1～高3（18歳に達した最初の3月31日まで。学校に通っていなくても対象）		3割（通院の助成制度はない）	なし（償還払い）
宝塚市	0歳～中3まで	なし	なし	
	高1～高3		3割（通院の助成制度はない）	なし（償還払い）
川西市	0歳～中3まで	なし	なし	
	高1～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）		3割（通院の助成制度はない）	なし（償還払い）
猪名川町	0歳～中3まで	なし	なし	
	高1～高3（18歳に達した最初の3月31日まで。学校に通っていなくても対象）		3割（通院の助成制度はない）	なし（償還払い）

乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで（低所得世帯は1日600円、月2回まで）	1割負担、上限月3,200円（低所得世帯は、月2,400円まで）3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算する）		
	小4～中3まで		医療保険における自己負担額の2／3	医療保険における自己負担額の2／3 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

東　播

	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
明石市	0歳～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
加古川市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
高砂市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
稲美町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
播磨町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	

北　播

	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
西脇市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
三木市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
小野市	0歳～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
加西市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
加東市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
多可町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで（低所得世帯は1日600円、月2回まで）	1割負担、上限月3,200円（低所得世帯は、月2,400円まで）3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算する）		
	小4～中3まで		医療保険における自己負担額の2／3	医療保険における自己負担額の2／3 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

西播

	対象者		自己負担	
姫路市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで、高校に通学していなくても対象）	なし	なし	
たつの市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで。高校に通学していない者、就職、婚姻した者も含む）	なし	なし	
赤穂市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで。婚姻をした者は対象外）	なし	なし	
相生市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで。婚姻をした者は対象外）	なし	なし	
宍粟市	0歳～中3まで	なし	なし	
	中卒後、18歳以下の児童・18歳に達した最初の3月31日まで	中卒後就労し、児童本人に下記の所得がある場合は対象外（本人の合計所得48万円超、給与収入のみの場合は収入が103万円超）		
神河町	0歳～18歳以下の児童・18歳に達した最初の3月31日まで・高校に通学していなくても対象・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外	なし	なし	
市川町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
福崎町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
太子町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
上郡町	0歳～中3まで	なし	なし	
	高1～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）		3割（通院の助成制度はない）	なし（償還払い）
佐用町	0歳～18歳以下の児童・18歳に達した最初の3月31日まで・高校に通学していなくても対象・生活保護受給者は対象外	なし	なし	

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで（低所得世帯は1日600円、月2回まで）	1割負担、上限月3,200円（低所得世帯は、月2,400円まで）3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算する）		
	小4～中3まで		医療保険における自己負担額の2／3	医療保険における自己負担額の2／3 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

但　馬

豊岡市	0歳～小3	なし	なし	
	小4～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）	保護者の市民税所得割額が12万円未満		
		保護者の市民税所得割額が12万円以上～23.5万円未満（世帯合算する）	定率2割負担、負担限度額月額300円	なし
養父市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
朝来市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
香美町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
新温泉町	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）（①婚姻をしている者（事実婚含む）、②親権を有する者、③保護者に扶養されていない者、④生活保護受給者は対象外）	なし	なし	

北摂・丹波

三田市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
丹波篠山市	0歳～中3まで	なし	なし	
	中学卒業後、18歳以下の児童 ・18歳に達した最初の3月31日まで ・高校に通学していなくても対象 ・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外		1日800円、月2回まで	なし
丹波市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	

淡　路

淡路市	0歳～高3まで（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
洲本市	0歳～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）	なし	なし	
南あわじ市	0歳	なし	なし	
	1歳～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）	入院はなし、通院は保護者の市町村民税所得割額の合計額が27万円未満		

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 ⑴母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 ⑵父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 ⑶遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表１参照（P21）	１医療機関等あたり１日800円、月２回まで	１割負担 負担限度額月額3,200円 ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
		市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１医療機関等あたり１日400円、月２回まで	１割負担 負担限度額月額1,600円 ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

阪　神

神戸市	収入のある重度障害者の配偶者とその児童も対象	母・父等の場合は、児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21） その他の扶養義務者の場合は、所得236万円に扶養親族１人当たり38万円を加えた額未満	１日400円 月２回まで	定率１割負担 負担限度額 月額1,600円 高校生以下はなし
尼崎市	高等学校に在学中の場合は、20歳に達する日以降、最初の３月31日まで	県と同じ	県と同じ	児童はなし
西宮市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	18歳到達後最初の３月31日までのものは通院・入院とも一部負担金なし（乳幼児等・こども医療優先）	
			県と同じ	
芦屋市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
宝塚市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
川西市	県と同じ			
	高１～高３ （18歳になった後、最初の３月31日まで）	県と同じ	県と同じ	なし （償還払い）

※**伊丹市、猪名川町**は県と同じ

東　播

明石市	県と同じ	子についての所得制限は、下記の通り ①母等・養育者 児童扶養手当の一部支給基準を準用 ・別表２参照（P21） ②扶養義務者 特別児童扶養手当の基準を準用 ・別表３参照（P21）	子については１日600円、月２回まで	子については 負担限度額2,400円
加古川市	県と同じ （高校３年生（18歳に達した最初の３月31日）までは子ども医療費助成制度で実施）			
高砂市	県と同じ	児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
播磨町	子どもが20歳に達する日以降の最初の３月31日まで	県と同じ	県と同じ	

※**稲美町**は県と同じ

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 ⑴母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 ⑵父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 ⑶遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表１参照（P21）	１医療機関等あたり１日800円、月２回まで	１割負担 負担限度額月額3,200円 ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
		市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１医療機関等あたり１日400円、月２回まで	１割負担 負担限度額月額1,600円 ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

北　播

西脇市	県と同じ		なし
三木市	県と同じ （高校３年生（18歳に達した最初の３月31日）までは子ども医療費助成制度で実施）		
小野市	県と同じ		なし
加西市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表２参照（P21）	18歳以下（18歳到達後の最初の３月31日まで）は、なし。 18歳超（18歳到達後の最初の４月１日以降）は、県と同じ
加東市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表２参照（P21）	県と同じ

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
多可町	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表２参照（P21）	県と同じ	

西　播

姫路市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
たつの市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
赤穂市	満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を、現に看護する配偶者のいない母、又は父、及び当該看護される児童	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
相生市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
宍粟市	県と同じ	児童のみ児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	18歳以下（18歳到達後の最初の３月31日まで）は、なし	
			20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父は、県と同じ	
神河町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	18歳以下（18歳到達後の最初の３月31日まで）は、なし。 18歳超（18歳到達後の最初の４月１日以降）は、県と同じ	
市川町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
福崎町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	なし	
上郡町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表２参照（P21）	県と同じ	
佐用町	県と同じ	子の判定については児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表２参照（P21）	県と同じ	

※**太子町**は県と同じ

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 ⑴母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 ⑵父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 ⑶遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表１参照（P21）	１医療機関等あたり１日800円、月２回まで	１割負担 負担限度額月額3,200円 ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
		市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１医療機関等あたり１日400円、月２回まで	１割負担 負担限度額月額1,600円 ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
	※訪問看護療養費も助成対象です			

但　馬

新温泉町	県と同じ	なし	県（一般）と同じ

※**豊岡市、養父市、朝来市、香美町**は県と同じ

北摂・丹波

三田市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表２参照）	県と同じ
丹波篠山市	子どもが20歳に達する日の属する月の末日まで	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表２参照）	県と同じ

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
丹波市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表２参照）	県と同じ	

淡　路

※**淡路市、洲本市、南あわじ市**は県と同じ

別表１・児童扶養手当（全部支給）の所得基準参照表

扶養親族等数	母・父等扶養義務者の所得制限額	
	収入の目安	所得
０人	142万円未満	69万円未満
１人	190万円未満	107万円未満
２人	244.3万円未満	145万円未満
３人	298.6万円未満	183万円未満
４人	352.9万円未満	221万円未満
５人	401.3万円未満	259万円未満

別表２・児童扶養手当（一部支給）の所得基準

扶養親族等数	母・父等扶養義務者の所得制限額	
	収入の目安	所得
０人	334.3万円未満	208万円未満
１人	385万円未満	246万円未満
２人	432.5万円未満	284万円未満
３人	480万円未満	322万円未満
４人	527.5万円未満	360万円未満
５人	575万円未満	398万円未満

別表３・特別児童扶養手当の所得制限基準

扶養親族等の人数	所得額	
	受給資格者本人	配偶者および養育者
０人	4,596,000円	6,287,000円
１人	4,976,000円	6,536,000円
２人	5,356,000円	6,749,000円
３人	5,736,000円	6,962,000円
４人	6,116,000円	7,175,000円

重度障害者医療費助成

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が１級及び２級の身体障害者 ②重度（療育手帳Ａ判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳１級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１日600円（低所得者は400円）を限度に月２回まで負担	定率１割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者は1,600円） ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
	70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※訪問看護療養費も助成対象です			

阪　神

神戸市	①身障手帳３級と中度の知的障害との重複障害者 ②内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能）の等級が３級の身体障害者手帳所持者	県と同じ、ただし世帯合算は行わない	県と同じ （高校３年生（18歳に達した最初の３月31日）までは、こども医療が適用）	
	重症心身障害者として、肢体不自由の身体障害者手帳１級または２級と重度の知的障害（療育手帳Ａ判定等）を、重複して有する障害児（者）の方		なし	

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
尼崎市	①身障３級 ②知的障害者中度 ③精神２級所持者	本人の所得基準は県と同じだが、配偶者・扶養義務者の所得制限はなく、世帯合算は行わない	県と同じ	18歳未満無料
西宮市	①身障３、４級（身障４級は入院のみ） ②知的障害者Ｂ１、Ｂ２（ＩＱ・ＤＱ60以下か、ＩＱ・ＤＱ61以上で自閉症） ③精神障害者２級（精神疾患による医療を除く）	県と同じ	18歳到達後最初の３月31日までの者は通院・入院とも一部負担金なし（乳幼児等・こども医療優先）	
			県と同じ	
芦屋市	①身障手帳３級 ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳２級	世帯合算は行わない	県と同じ	
宝塚市	①身障者手帳３級 ②精神障害者保健福祉手帳２級 ③知的障害者手帳中度判定	世帯合算は行わない	県と同じ	
川西市	①身体障害者手帳３級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳２級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が82.65万円以下の世帯	自己負担額の１／３を助成。ただし70歳以上及び65歳以上で後期高齢者医療制度加入者は対象外	自己負担額の１／３を助成。連続して３カ月を超える入院の場合、４カ月目以降は無料
	県と同じ	県と同じ	県と同じ	重度精神障害者の精神疾患による医療費について助成（償還払い）
				高１～高３（18歳に達した最初の３月31日まで）は無料（償還払い）

※**伊丹市、猪名川町**は県と同じ

重度障害者医療費助成

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が１級及び２級の身体障害者 ②重度（療育手帳Ａ判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳１級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１日600円（低所得者は400円）を限度に月２回まで負担	定率１割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者は1,600円） ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
	70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※訪問看護療養費も助成対象です			

東　播

明石市	①身障３級（外部障害の方は市民税所得割非課税世帯のみ） ②療育手帳B1 ③精神２級	県と同じ	県と同じ （高校３年生〈18歳に達した最初の３月31日〉までは子ども医療費助成制度で実施）
加古川市	①身障３級（心臓機能障害） ②60歳以上の身障手帳３級 ③療育手帳B1 ④精神２級	県と同じ	県と同じ
高砂市	①身障手帳３級（心臓機能障害のみ） ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳２級	県と同じ	県と同じ
稲美町	①身障３級（心臓機能障害） ②療育手帳B1 ③精神２級	県と同じ	県と同じ
播磨町	①身障手帳３級（内部障害のみ） ②療育手帳B1	県と同じ	県と同じ

北　播

三木市	県と同じ （高校３年生（18歳に達した最初の３月31日）までは子ども医療費助成制度で実施）		
小野市	県と同じ		なし
加西市	県対象者に、精神障害者保健福祉手帳２級・３級所持者を追加	世帯合算は行わない	18歳以下（18歳到達後の最初の３月31日まで）は、なし。 18歳超（18歳到達後の最初の４月１日以降）は、県と同じ
多可町	①身障３級 ②療育B1、B2	県と同じ	県と同じ

※**西脇市**、**加東市**は県と同じ

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が１級及び２級の身体障害者 ②重度（療育手帳Ａ判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳１級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１日600円（低所得者は400円）を限度に月２回まで負担	定率１割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者は1,600円） ３カ月を超える入院の場合、続く４カ月目以降はなし
	70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※訪問看護療養費も助成対象です			

西　播

たつの市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ	
赤穂市	県と同じ（後期高齢者医療加入者は、身障手帳３級、または４級の一部も対象）	世帯合算は行わない	県と同じ	
相生市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ	
宍粟市	県と同じ	世帯合算は行わない	18歳以下（18歳到達後の最初の３月31日まで）は、なし	
			18歳超（18歳到達後の最初の４月１日以降）は、県と同じ	
神河町	県と同じ	県と同じ	18歳以下（18歳到達後の最初の３月31日まで）は、なし	
			18歳超（18歳到達後の最初の４月１日以降）は、県と同じ	
福崎町	県と同じ		なし	
佐用町	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ	

※**姫路市、市川町、太子町、上郡町**は県と同じ

但　馬

	対　象　者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
新温泉町	県と同じ	なし	１日900円（月２回1,800円まで）	定率１割 3,600円までを控除した額

※**豊岡市、養父市、朝来市、香美町**は県と同じ

北摂・丹波

三田市	障害手帳３級所持者（身体）	世帯合算は行わない	県と同じ	
丹波篠山市	重度精神障害者の精神疾患による医療を含める	県と同じ	県と同じ	
丹波市	精神障害者保健福祉手帳１級	１．市町村民税非課税世帯で、所得確認者全員の年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１日400円（月２回まで）	月額12,000円まで（一般診療は無料）
		２．市町村民税非課税世帯で１．以外の方	１日600円（月２回まで）	月額15,000円まで（一般診療は無料）
		３．上記１と２以外		月額22,000円まで（一般診療は無料）
	精神障害者保健福祉手帳２、３級	１．市町村民税非課税世帯で、所得確認者全員の年金収入を加えた所得が82.65万円以下の方	１日800円（月４回まで）	月額12,000円まで
		２．市町村民税非課税世帯で１．以外の方	１日1,000円（月４回まで）	月額15,000円まで
		３．上記１と２以外	１日1,200円（月４回まで）	月額22,000円まで

淡　路

※**淡路市、洲本市、南あわじ市**は県と同じ

高齢期移行者医療費助成

	対　象　者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
国	70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県	65歳～69歳の方	区分１ 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がなく、かつ本人の年金収入が82.65万円以下	２割 負担限度額 8,000円	２割 負担限度額 15,000円
		区分２ 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が82.65万円以下で、かつ要介護２以上の方	２割 負担限度額 12,000円	２割 負担限度額 35,400円
	※訪問看護療養費も助成対象です			

北　播

	対　象　者		自　己　負　担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
加東市	区分２における「要介護２以上の者」の制限なし	県と同じ		

但　馬

新温泉町	県と同じ	区分１　県と同じ	県と同じ	
		区分２　県と同じ	県と同じ	
		一般　区分１・区分２以外の方で次のいずれかに該当する方（１）住民税非課税世帯、（２）同一世帯の65歳以上全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下	２割　負担限度額 28,000円	２割　負担限度額 79,200円

※**その他市町**は県と同じ

キャラクター紹介

全国の医師・歯科医師の団体「全国保険医団体連合会」の行う待合室キャンペーンのキャラクター。国民皆保険の「いつでも」「どこでも」「誰でも」医療にかかれるという理念にちなんでいます。

イツでもん

大きなからだの、のんびりやさん
自慢→立派なお髭
（海外暮らしの経験あり）
好きなもの→お風呂
（いつも温泉につかっています）
心配事→マイナンバー制度

ドコでもん

メガネがすてきな、おしゃれさん
自慢→豊富な知識（色んなニュースを届けます）
好きなもの→読書（いつも本を読んでいます）
心配事→消費税増税、保育問題

ダレでもん

小さなからだの、せっかちさん
自慢→抜群の運動神経（じつはお年寄りおもい）
好きなもの→スケボー（いたずらも大好き）
心配事→おとしよりの窓口負担増

ホショー サン

カイホアイランドの長老で
財源についての論者
みんなが相談に訪れます

詳しく知りたい方は　保団連　待合室キャンペーン　検索